

## 大阪市株主提案に対する関西電力取締役会意見

## 第18号議案 定款一部変更の件

## ▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

(経営の透明性の確保)

第5条の2 本会社は、可能な限り経営及び事業に関する情報開示をすることなどにより、需要家の信頼及び経営の透明性を確保する。

## 【提案理由】

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、経営及び事業に関する最大限の情報開示を行う必要がある。同時に、政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力安全委員会」等に携わる研究者等に対する寄付等については一切行わないとともに、あわせて競争入札による調達価格の適正化に努めることを会社の方針として明確に示すことが必要である。

## ○取締役会の意見

関西電力グループの事業活動は、お客さまや地域社会をはじめとした社会の多くのみなさまにより支えられております。こうしたみなさまからいただく信頼こそが、企業としての使命を果たし、持続的に成長を遂げていくための基盤であると考えております。このような認識のもと、平成16年に「関西電力グループCSR行動憲章を定め、「透明性の高い開かれた事業活動」など6つの行動原則に基づき、すべての事業活動を展開し、社会に対する責任を誠実に果たしていくこととしております。当社は、記者発表やホームページなどを通じて情報を積極的にお届けしており、今後も引き続き情報開示に努めてまいります。

また、寄付金の支出に当たっては、公益事業としての立場を踏まえ、公益への寄与、地域社会への貢献等の観点から、当該寄付の趣旨を慎重に考慮し、対応しております。

個別の寄付実績の開示については、相手方との関係や今後の業務遂行上支障となるおそれがあるため、行っておりません。

なお、当社は政治家や政治団体に対する寄付は行っておりません。

資材調達に当たっては、指名競争入札に加えて、さまざまな発注方法の工夫によりコスト低減を図っております。また、継続的な取引においては、サプライチェーン全体最適化の観点から、安全・品質・工事力の確保および技術力の維持を図りつつ、仕様や発注単位の見直しおよび業務運営の効率化等による原価低減に取り組んでおります。

今後も、これまで以上に、競争入札の可能性の追求や競争効果を高める発注方法の工夫、取引先提案の活性化、価格査定の充実等によりコスト低減に取り組むとともに、サプライチェーン全体最適化の取組みにより安定調達とコスト低減の両立に注力してまいります。

したがって、あらためて本提案のような規定を設ける必要はなく、取締役会は本議案に反対いたします。

## 第19号議案 定款一部変更の件

### ▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。

(取締役の報酬の開示)

第22条の2 取締役の報酬に関する情報は個別に開示する。

### 【提案理由】

関西電力が脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入、天然ガス火力発電所の新增設といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、徹底したコスト削減と経営の透明性を高めることが必要である。

### ○取締役会の意見

当社では、取締役および監査役に対する報酬、賞与については、株主総会の決議に基づき、取締役会の決議あるいは監査役の協議により適正妥当な金額を決定しております。

当社としては、経営に係るコストとして取締役および監査役に支給される報酬の総額を開示することが株主のみなさまにとって重要であると考えており、法令に従い、事業報告において役員報酬の総額を開示しております。

このような方法は、適法と認められており、一般的にも採用されているものであります。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

## 第20号議案 定款一部変更の件

### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

### 第10章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(電力需要の抑制と新たなサービスの展開)

第56条 本会社は、経営体質の強化を図るため、スマートメーターの活用やデマンドレスポンスの実施などを通じて電力需要の抑制に努めるとともに、節電・省エネルギーの推進を契機とした新たなサービス事業を積極的に展開する。

### 【提案理由】

本会社の経営体質の強化に向けて、従業員数の削減はもとより、競争入札による調達価格の適正化や過剰な広報費の削減、不要資産売却等のほか、他の電力会社エリアへの小売進出等とともに、電力需要抑制のためにスマートメーター活用やデマンドレスポンス実施、リアルタイム市場創設やネガワット取引など、新たなサービス事業を積極的に展開するべきである。

## ○取締役会の意見

当社の営業活動の基本は、安全・安定供給を使命とする電気事業をコアとして、お客さまや社会のニーズにしっかりお応えしていくことであり、省エネ・省コスト・省CO<sub>2</sub>に加え、生活やビジネスにおける安全性・快適性など、多様なニーズにお応えすべく、商品やサービスメニューの開発・ご提案に取り組んでまいりました。

スマートメーターの導入については、欧米で注目されはじめる以前から自主的・積極的に取り組んでおり、平成21年7月には、スマートメーターを活用した「見える化」によるお客さま満足の向上ならびに節電や省エネに資する取組みとして、一般のご家庭を中心に「はぴ e みる電」を開始し、以降も、需給状況に応じて節電や省エネに資する改善を加えつつ、お客さまニーズを踏まえたサービスの向上に取り組んでまいりました。

また、法人のお客さまについても、需給調整契約というデマンドレスポンスメニューをご用意するとともに、当社直営による省エネ診断等のエネルギーコンサルティングや、グループ会社との共同活動としてエネルギー使用状況の分析などさらに精度の高い診断や省エネ機器設置工事、運用サービスのご提供などに取り組んでまいりました。

これまでにスマートメーターについては、総需要の約6割について導入しており、今後も、政府が平成23年7月に決定した目標である「今後5年以内に総需要の8割をスマートメーター化」に向けた取組みを推進してまいります。また、ピークシフトやピークカット等、ピーク抑制の実効性を高めることができるサービスメニューについては、需給状況のほか、お客さまの生活や生産活動に与える影響、お客さまの受け入れやすさ、運用上の課題や事業としての実現性なども考慮しつつ、引き続き検討してまいります。

したがって、あらためて本提案のような規定を設ける必要はなく、取締役会は本議案に反対いたします。

## 第21号議案 定款一部変更の件

### ▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」第31条第2項として以下の条文を追加する。  
(取締役の責任免除)

#### 第31条

- 2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、社外取締役の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第425条第1項第1号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

### 【提案理由】

社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするために、会社法第427条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第31条（取締役の責任免除）第2項として、社外取締役と責任限定契約を締結できる旨の規定を追加する。

### ○取締役会の意見

当社は、取締役および監査役が期待される役割を十分に果たせるよう、定款において、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役および監査役の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨、定めております。

また、当社は、社外取締役あるいは社外監査役として企業経営者、弁護士および学識経験者等、多様な人材を招聘し、それぞれの豊富な経験、識見等を活かして、法令および定款に従い忠実にその職務を遂行し、当社事業の発展に貢献いただいております。

以上のことから、社外取締役との責任限定契約を導入する必要はないと考えております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

## 第 2 2 号議案 定款一部変更の件

### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

#### 第 10 章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新 (代替電源の確保)

第 52 条 本会社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーなどの飛躍的な導入による自立分散型電源の活用や天然ガス火力発電所の新增設など、多様なエネルギー源の導入により、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

### 【提案理由】

脱原発に向けて原子力発電所を廃止するために、当面の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、関西以外の I P P ・コジェネ買取を含む M & A の強化や天然ガス火力発電所の新增設等により供給力確保に最大限努めるとともに、中長期的には、再生可能エネルギーの飛躍的な導入など多様なエネルギー源の導入を図るべきである。

### ○取締役会の意見

当社は、お客さまに良質で低廉な電気を安定的にお届けする使命を果たすため、安全確保 (Safety) を大前提に、長期的なエネルギーセキュリティの確保 (Energy Security) や経済性 (Economy) 、地球環境問題への対応 (Environmental Conservation) の 3 つの E を加えた、「S + 3 E」の観点で総合的に勘案し、電源について多様な選択肢を持ち続けることが重要であると考えております。

わが国は、エネルギー自給率が 4 % と極めて低く、原油価格の高騰や化石燃料調達先の特定地域への依存など、さまざまなリスクに直面しておりますことから、当社としては、化石燃料に過度に依存しないエネルギーミックスが大切であり、安全確保を大前提に原子力発電を今後も重要な電源として活用していく必要があると考えております。

加えて、火力発電については、姫路第二発電所で進めている世界最高水準の熱効率を有する コンバインドサイクル発電方式の採用など、高効率化を目指した既設発電所の設備更新や新增設に取り組んでまいります。また、再生可能エネルギーについても、エネルギーセキュリティや地球温暖化対策の観点から重要なエネルギーとして、引き続き開発・普及拡大に積極的に取り組んでまいります。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

## 第23号議案 定款一部変更の件

### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

#### 第10章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(事業形態の革新)

第54条 本会社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電力料金の安定化を図るため、必要な法制度の整備を国に要請し、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

#### 【提案理由】

脱原発の推進には、自由・公正な競争により多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電力料金の安定化を図る必要がある。このため発電部門もしくは送配電部門の分離を速やかに進めるべきであり、例えば送配電部門分離の場合、まず、法制度整備を国に要請し、可能な状況になれば持株会社設立と送配電部門の子会社化による法的分離に取組み、発電会社からの独立性を確保しつつ送配電会社としてのノウハウ蓄積と送配電網拡充等を行い、最終的には所有分離により中立的な系統運用を行う事業主体として確立させるなど、発送電分離に向けた事業形態の革新に取り組むべきである。

#### ○取締役会の意見

当社は、わが国、とりわけ関西地域の活性化・持続的発展のためには、電気の安全・安定供給などの公益的課題に対応する責任ある主体が必要であり、そのためには現行の事業体制が適切であると考えております。

当社は、これまで、情報遮断や区分経理等の規制やルールにより送配電部門の透明性・公平性を確保し、自由・公正な競争環境づくりを進めてまいりました。引き続き、現行の事業体制のもと、送配電部門の透明性・公平性を高めるための工夫をしていくとともに、お客さまの選択肢の拡大についても、しっかりと検討を進めてまいります。

加えて、当社は、安全確保（Safety）を大前提に、長期的なエネルギーセキュリティの確保（Energy Security）や経済性（Economy）、地球環境問題への対応（Environmental Conservation）の3つのEを加えた、「S+3E」の観点でを総合的に勘案したエネルギーミックスのあり方や需要動向を踏まえつつ、引き続き、多様な電源の導入や供給力の確保に取り組んでまいります。

なお、第22号議案において天然ガス火力発電所の新增設、また、本議案において送配電網の拡充についてご提案される一方で、発電部門もしくは送配電部門の売却についてご提案されておりますが、これは、当社の事業継続を危うくし、企業価値を著しく毀損するおそれがあると考えております。

また、当社は、電気の安全・安定供給を確保しつつ、経営全般にわたる効率化を積極的に進め、その結果、財務体質の強化を図るとともに、平成12年以降、5回にわたり単純累計で17%の電気料金引下げを実施し、電気料金の中長期的な安定化・低廉化に努めてまいりました。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

## 第25号議案 取締役1名選任の件

### ▼提案の内容

村上憲郎を社外取締役を選任する。候補者の略歴等は以下のとおりである。

村上憲郎（昭和22年3月31日生）

略歴等

昭和48年	4月	日立電子入社
昭和53年	6月	日本DEC入社 (昭和61年6月～平成3年8月、DEC米国本社出向)
平成6年	7月	インフォミックス副社長兼日本法人社長
平成9年	8月	ノーザンテレコムジャパン社長兼最高経営責任者
平成13年	12月	ドーセントジャパン社長
平成15年	4月	グーグル米国本社副社長兼日本法人代表取締役社長
平成21年	1月	グーグル日本法人名誉会長
平成23年	1月	株式会社村上憲郎事務所代表取締役（現在に至る）
平成23年	1月	会津大学参与（現在に至る）
平成23年	4月	慶應義塾大学大学院特別招聘教授（現在に至る）
平成23年	10月	国際大学グロコム主幹研究員・教授（現在に至る）
平成24年	2月	大阪府特別参与並びに大阪市特別参与（現在に至る）
平成24年	4月	株式会社ブイキューブ社外取締役（現在に至る）
平成24年	4月	経産省産業構造委員会情報経済分科会委員（現在に至る）
平成24年	4月	経産省資源エネルギー庁スマートメータ制度検討会委員 (現在に至る)

所有する会社の株式 なし

重要な兼職の状況

- ・株式会社村上憲郎事務所代表取締役
- ・大阪府特別参与並びに大阪市特別参与
- ・経産省産業構造委員会情報経済分科会委員
- ・経産省資源エネルギー庁スマートメータ制度検討会委員
- ・株式会社ブイキューブ 社外取締役

上記社外取締役候補者と本会社との間に特別の利害関係はありません。

### 【提案理由】

脱原発と代替電源の確保ならびに発送電分離に加えて、新たな電力市場形成による電力供給体制の充実と需要抑制を図るために、経営方針の大転換を図る必要がある。このため、当会社の取締役として選任されるべき人物として、電力需要抑制に向けた新たな事業展開を含めたエネルギーに関する諸課題とその対策について精通し、かつ、企業の経営全般についての経験と見識を有する人材が求められるところである。村上憲郎氏は、コンピューターの黎明期から今日に至るまでその第一線で活躍してきており、特にコンピューターのハード・ソフトに関する最新の知見が要求される電力需給調整に関する新たな事業展開にあたって、必要かつ十分な経験と見識を備えている。以上の理由により、村上憲郎氏を社外取締役として選任するものである。

### ○取締役会の意見

関西電力グループは、原子力発電の自主的かつ継続的な安全性向上への取組みと電力需給の安定化に向けた取組みをはじめとして、お客さまや社会のみなさまの意識やニーズの変化への対応、発電設備・電力流通設備の充実・強化、燃料調達など多岐にわたる課題に直面しております。

これらの経営課題に対処していくため、当社の取締役としてふさわしい能力、経験、識見等を有する社外取締役候補者を含めた18名の候補者の選任を第2号議案として提案させていただいており、この会社提案が最適と考えております。

なお、村上憲郎氏は、大阪府特別参与・大阪市特別参与であり、大阪府市エネルギー戦略会議委員として、脱原発や事業形態等に関する株主提案議案の作成に参画されていますが、取締役会といたしましては、そのすべての議案に反対しているところであります。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

## 第26号議案 定款一部変更の件

### ▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

(再就職受入の制限)

第5条の3 取締役及び従業員等について、国等からの再就職の受け入れはこれを行わない。

### 【提案理由】

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、取締役のみならず従業員等についても、国等の公務員の再就職受入や顧問等その他の名目での報酬支払いは行わないこととすべきである。

### ○取締役会の意見

当社は、経営環境や経営課題等から、必要かつ適正な取締役の体制を検討し、当社の経営を担うにふさわしい取締役候補者を決定し、株主総会にてご承認いただいております。

また、従業員等につきましても、高度な専門性や知見が必要とされる分野において、求められる要件を個別具体的に設定したうえで、その要件を満たす人材を募集し、厳正なる選考のうえ、採用しております。

このように、当社は、公務員経験者を、その職歴のみを理由に受け入れているのではなく、あくまでその有する能力、経験、識見等を総合的に勘案したうえで取締役候補者として決定あるいは従業員等として採用しているものであり、電気の安定供給をはじめとする当社事業の発展にそれぞれ貢献いただいております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

## 第27号議案 定款一部変更の件

### ▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」第20条を以下の通り変更する。  
(取締役の定員)

第20条 本会社の取締役は10名以内とする。

### 【提案理由】

関西電力が脱原子力発電と安全性の確保、発電電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入、天然ガス火力発電所の新增設といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、徹底したコスト削減と経営の機動性を高めることが必要である。

### ○取締役会の意見

当社はこれまで、取締役数の削減による取締役会の活性化を図るとともに、複数の社外取締役を登用することにより監督機能を強化してまいりました。

現在、関西電力グループは、原子力発電の自主的かつ継続的な安全性向上への取組みと電力需給の安定化に向けた取組みをはじめとして、お客さまや社会のみなさまの意識やニーズの変化への対応、発電設備、電力流通設備の充実・強化、燃料調達など多岐にわたる課題に直面しております。

これらの経営課題に対処していくため、現状においては、取締役の定員枠を変更する必要はないと考えております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

## 第28号議案 定款一部変更の件

### ▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

### 第10章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(脱原発と安全性の確保)

第51条 本会社は、次の各号の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しない。

- (1) 論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策
- (2) 原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設
- (3) 使用済み核燃料の最終処分方法の確立

2 本会社は、脱原発社会の構築に貢献するため、可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。

3 前項の規定により原子力発電所が廃止されるまでの間においては、他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達により供給力の確保に努めるとともに、電力需要を厳密に予測し、真に需要が供給を上回ることが確実となる場合においてのみ、必要最低限の能力、期間について原子力発電所の安定的稼働を検討する。



## 【提案理由】

福島第一原子力発電所の事故から、ひとたび関西電力の原子力発電所においてシビアアクシデントが発生すると、関西に留まらず広範囲にわたって回復不可能な甚大な被害が想定される。このような原子力発電事業の継続は関西電力の株主利益を著しく棄損するだけでなく、将来世代に過大な負担を残すおそれがあり、脱原発に向けて速やかに原子力発電所を廃止するべきである。このため、電力需要抑制に向けた取組みを強化するとともに、当面は他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達に努めるべきである。なお、厳密な需給予測のうえ必要最低限の範囲で原子力発電所を稼働させる場合であっても、論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策や有限責任の損害賠償制度、使用済み核燃料の最終処分方法の確立など極めて厳格な稼働条件を設定するべきである。

## ○取締役会の意見

当社は、お客さまに良質で低廉な電気を安定的にお届けする使命を果たすため、安全確保（Safety）を大前提に、長期的なエネルギーセキュリティの確保（Energy Security）や経済性（Economy）、地球環境問題への対応（Environmental Conservation）の3つのEを加えた、「S+3E」の観点で総合的に勘案し、電源について多様な選択肢を持ち続けることが重要であると考えております。

わが国は、エネルギー自給率が4%と極めて低く、原油価格の高騰や化石燃料調達先の特定地域への依存など、さまざまナリスクに直面しておりますことから、当社としては、化石燃料に過度に依存しないエネルギーミックスが大切であり、安全確保を大前提に原子力発電を今後も重要な電源として活用していく必要があると考えております。

原子力発電所の安全性向上対策については、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、「電源の確保」、「原子炉の冷却機能の確保」、「使用済燃料プールの冷却機能の確保」のための緊急対策を直ちに実施し、多重性・多様性を拡充してまいりました。また、より一層の安全性・信頼性向上に資する対策についても、計画に基づき着実に実施しております。政府においても、大飯発電所第3、4号機について、これまで当社が実施してきた対策により安全性の確保が図られており、福島第一原子力発電所の事故と同様の事故は起きないものとの判断がなされております。

当社は、規制の枠組みにとどまることなく、安全性向上対策を自主的かつ継続的に進めていくことが不可欠であると考えており、今後も、福島第一原子力発電所の事故に関する新たな知見への対応や諸外国の動向も踏まえた最新の知見への対応も含め、原子力発電所の安全性向上対策を着実に実施してまいります。

原子力発電所の事故による賠償については、昨年制定された原子力損害賠償支援機構法に基づいて、事業者間の相互扶助により資金を拠出し合って積立金として備え、巨額の損害リスクを低減するしくみが構築されておりますが、同法施行から2年後に予定されている見直しにおいて、国と事業者の負担のあり方についても検討することとされており、国の負担のあり方を明確化していただくよう求めてまいります。

当社の使用済燃料は、発電所の使用済燃料貯蔵設備において一定期間適切に貯蔵した後、日本原燃株式会社等において、再処理することとしております。再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物については、日本原燃株式会社等において適切に貯蔵されており、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき、原子力発電環境整備機構（NUMO）が最終処分の事業に取り組んでおります。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。